

平成28年3月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成28年3月定例教育委員会会議録

1 日 時 平成28年3月8日（火）午後3時開議

2 場 所 南八幡仮設庁舎会議室

3 日 程

- 1 開会
- 2 会期の決定
- 3 議事日程の決定
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 議案第43号 公立幼稚園の今後のあり方に関する市川市幼児教育振興審議会への諮問について
議案第44号 教育長の兼業について
議案第45号 市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第46号 市川市指定有形民俗文化財の指定について
- 6 その他
- 7 閉 会

4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第43号 公立幼稚園の今後のあり方に関する市川市幼児教育振興審議会への諮問について
議案第44号 教育長の兼業について
議案第45号 市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第46号 市川市指定有形民俗文化財の指定について
- 2 その他 (1) 平成27年度（第37回）市川市児童・生徒学習賞表彰式について
追加 (2) 平成27年度教育実践記録論文表彰について
追加 (3) 運動会・体育祭における組体操について

5 出席者 田中 庸惠
五十嵐 芙美子
小林 正貫
平田 信江

平田 史郎

6 欠席者 内田 茂男

7 出席職員、職・氏名

教育次長	石田	有記
教育政策室長	永田	治
生涯学習部長	千葉	貴一
生涯学習部次長	秋本	悦生
学校教育部長	山元	幸惠
学校教育部次長	小松	秀夫
教育政策課長	牛尾	進一
教育総務課長	板垣	道佳
就学支援課長	木村	泰子
教育施設課長	戸佐	薰
青少年育成課長	小畔	春夫
社会教育課長	川野	修一
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	須藤	治
義務教育課長	井上	栄
学校安全安心対策担当室長	小倉	貴志
指導課長	山田	浩一
保健体育課長	永田	博彦
教育センター所長	北川	喜照

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主幹	室岡	稔
"	副主幹	宮内由美子	
"	副主幹	岡田	靖弘
"	主任	大島	裕美

○ 教育長

ただいまから、平成28年3月定例教育委員会を開会いたします。議事日程に入ります前に、議事進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において五十嵐委員を指名いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田信江委員、平田史郎委員を指名いたします。それでは、議事の進行を五十嵐委員にお願いいたします。

○ 五十嵐委員

それでは、議案に入ります。議案第43号 公立幼稚園の今後のあり方に関する市川市幼児教育振興審議会への諮問についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

議事日程の1ページをお願いいたします。本日は、平成28年度第1回目、一応4月から5月にかけて予定しているのですけれども、幼児教育振興審議会に諮問させていただく内容をご審議いただくために、議案として上程させていただいたものでございます。それでは、議事日程の2ページをお願いいたします。諮問書の本文でございます。諮問事項は、公立幼稚園のあり方に関する基本の方針の一部見直しについて、(1) としまして、「公」の役割に人材育成機能の役割を位置づけることについて、(2) としまして、教育効果を維持するための公立幼稚園の適正規模を定めることについてでございます。今回の諮問につきましては、本文のほかに、諮問資料を添付いたしております。その内容は議事日程3ページ以降にございますので、こちらを読み上げながら、ご説明させていただきます。まず、諮問理由でございます。平成22年8月に「公立幼稚園の今後のあり方について」市川市幼児教育振興審議会に諮問を行いました、11月に答申を得まして、その後、同年12月に、市川市教育委員会では、この答申を尊重し、これに沿って検討・実施していくという基本の方針を定めました。この基本の方針の中では、公立幼稚園のあり方についての将来的な方向性については、「国の「幼稚園」「保育園」「認定こども園」の一体化施策の動向を見極め、将来像を決定する」としております。この間、国では、ご承知のとおり、平成27年4月から、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が本格的に実施されております。幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、幼児期の教育の質の向上を図る観点から取り組みを進めることが重要となってきており

ます。もう1点、教育水準の維持・向上を図るため、現在、小中学校における適正規模や適正配置に関して、本市の実情を踏まえた方針の策定に向けた検討を始めております。公立幼稚園においても、園児数の減少によりまして幼児教育の効果に支障が生じる恐れがあることから、適正規模に関する考え方を示す必要が生じております。以上、申し上げました社会状況等の変化によりまして、基本的方針の一部について見直しを行う必要があることから、今回、諮詢するものでございます。まず、基本的方針に対する教育委員会のスタンスといたしましては、公立幼稚園のあり方については、基本的にはこれまでの基本的方針を継承していきます。しかしながら、先に述べましたような理由等を踏まえまして、以下の二点について諮詢いたします。まず1つ目が、「公」の役割に、人材育成機能の役割を位置づけることについてということで、先に述べました基本的方針の中では、公立幼稚園の「公」の役割を①特別支援教育、②教育機会の確保、③幼児教育の研究、④子育て支援施策としております。また、あわせて当面、3つの基幹園、百合台・大洲・南行徳において、その役割を果たすとしておりますが、幼児教育において「公」に求められる役割をより積極的に果たすため、また、先ほど申しました幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育専門の人材育成が必要であることから、「公」の役割に、人材育成機能を位置づけ、5つの役割を果たしていくことが必要であるとしました。2点目が、教育効果を維持するための公立幼稚園の適正規模を定めることについて、先ほど申しました基本的方針の基本的方向性につきましては、「基幹園を除く公立幼稚園については、今後の就園状況や私立幼稚園を含めた地域の実情、バランス、周辺幼稚園の受け入れ可能状況等を配慮しながら、廃園可能な園から順次廃園を検討していく。」しております。これに沿って園の整理を行う中で1つの目安を示すことによりまして、取り組みの具体化を図る必要があります。またもう1点、学校教育法の中で、人間関係につきましては、「集団生活を通じて、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと」と規定されておりすることから、目標を達成するためには一定の集団規模が要求されているところでございます。このようなことから、公立幼稚園における教育効果を維持するため、適正規模を定めることが必要である、ということでございます。説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○小林委員

この人材育成機能の役割を位置づけるということですけれども、百合台、大洲、南行徳で、この人材教育を兼ねて存続させて、その人材をどういうふうに将来活用されるか、そのところをお聞きかせください。

○ 教育政策課長

まず、1点目として、人材育成機能ということで、今でも通常に園の現場で子どもを教える中で、人材育成機能というのは日常でも行っていると思います。何故、この公の役割に一つ付け加えたかと言いますと、やはり、直接、実際に見る、実践が伴わないとなかなか人が育たないのではないかというのがありますので、そういう機能を踏まえて、公の役割として、公立が必要であるという役割に入れさせていただきました。もう一つ、人材を育成したあとということなのですが、その結果につきましては、今後の子育て、例えば公立幼稚園もありますし、私立幼稚園もあります。広く言いますと、保育の面もございます。その人材育成で培ったノウハウを他の部署と一緒に情報提供したりとか、指導助言をしたりするというのもあると思います。そういうことで、今後の幼児教育の質の向上につなげていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 小林委員

ありがとうございました。つい最近、朝日新聞の千葉版で、市原市は認定こども園というのを幅広く取り入れると、確かにこれからニーズに必要なことだろうなと思うので、私はそういうところへ、人材を適正に配置する、そういうことも考えられているのかなと思って、お聞きしました。

○ 五十嵐委員

私も同じように、幼稚園だけではなく、国のこれから施策で一体化していく訳ですよね、幼稚園、保育園、認定こども園。そうすると、幼稚園だけの人材育成では、もう少し幅を広げていかないと、幼児教育の質は高まらないと思うんですね。幼稚園が縮小されればされるほど、公的幼稚園の教育を受けたり、それに携わる職員は少ない訳ですよね。それ以外の人たちがぐっと多くなる訳なので、その辺、研修は大事なのだけれども、その結果、どのように育成した人材を活用するか、その方法までは諮問機関ではやらないのですか。そこが聞きたかったのですけれども。提言をするのはいいけれども、言っても実際に浸透していかなかったら、市川市の幼児教育は大事と言いながら、高まらない。その辺は。

○ 教育政策課長

まず、諮問につきましては、大きな基本の方針ということで、まず、今回の方針がいいかどうかということを、大方針を決めていただいて、具体的にそれをどうしていくかということにつきましては、例えばその答申を受けて、また、新たに教育委員会で改めて方針をたてて、それに基づきまして、今、お話をありましたとおり、要は国の方は幼保一体化ということで、進めておりますので、その中で、市川の場合でも、今、例えば窓口とか保育料につきまして、あと入園関係は、子ども政策の方に移っております。今後、市川市の場合は幼保一体化の中、どうしていくか考えていく中で、今言われた

ように大きくなくくりで、こども政策という中で、今回のこの諮問によって、人材育成機能を加えた質の向上というのをどういった形で生かしていくかというのは、今後考えていくのだなという気がいたします。すみません、ちょっとまとまらなくて。以上でございます。

○ 五十嵐委員

自分達がやることで、取り違えていた訳ですね、すみません。まずこれを位置づけてということで。そのほか、ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。議案第43号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第44号 教育長の兼業についてを議題といたします。本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、田中教育長にはいったんご退席をお願いしたいと思います。

(田中教育長退席)

○ 五十嵐委員

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育総務課長

議案の5ページ及び6ページをご覧ください。このたび、千葉大学教育学部長から、本市教育委員会田中教育長を同大学教育学部非常勤講師に委嘱したい旨の依頼がございました。委嘱期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの一年間で、手当額は1時間8,460円でございます。担当科目は学校制度評価論、また、勤務態様といたしましては、土曜日に集中講義を8回ということで、年間総時間数は60時間でございます。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、教育長の兼業につきまして、教育委員会の許可が必要であることから、ご提案をするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、議案第44号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、田中教育長に改めまして入室していただきたいと思います。

(田中教育長入室)

○ 五十嵐委員

ただいま審議が終わりました。田中教育長の兼業については問題ないということで、教育委員会として許可するということを決定いたしました。

○ 教育長

ありがとうございました。

○ 五十嵐委員

次に、議案第45号 市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 青少年育成課長

議事日程7ページから9ページをご覧ください。この運営協議会は、少年センターの運営について、教育委員会の諮問に応ずる機関として、15名の委員で構成され、設置されております。8ページをお願いいたします。このたび、市川市少年センター設置条例第6条及び同施行規則第2条の規定に基づき委嘱する委員のうち、第3号委員（警察関係者）の斎藤 孝之氏が、平成28年2月8日付けの異動により、辞任願が提出されたため解嘱とともに、条例第6条第2項の規定に基づき、新たに委員を委嘱する必要があるため、第3号委員として、千葉県市川警察署 生活安全課課長の村上 陽一氏を、少年センター運営協議会委員として委嘱したく、教育委員会の議決をお願いするものであります。なお、任期につきましては、前任者の残任期間とし、平成29年7月16日までとなります。説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。質疑がないようですので、議案第45号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第46号 市川市指定有形民俗文化財の指定についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 考古博物館長

恐れ入りますがお手元の議事日程10ページをご覧ください。市川市文化財保護条例第29条第1項の規定に基づき、市川市指定有形民俗文化財として「武内宿禰山車人形1体」を指定し保護する必要がありますので、指定についてご審議をお願いいたします。本件、有形民俗文化財の指定の提案につきましては、市川市文化財保護審議会に諮問し、平成28年2月24日に文化財保護審議会 日塔会長より田中教育長へ答申がなされ、11ページのとおり、

「当該文化財は、指定すべきもの」として答申を得たため、事務局で検討の結果、本提案をさせていただきました。参考までに12ページに指定対象となる、「武内宿禰山車人形」の写真を掲載しております。説明は以上です。どうぞよろしくご審査の程、お願ひいたします。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。質疑がないようですので、議案第46号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入ります。(1) 平成27年度(第37回)市川市児童・生徒学習賞表彰式についてを説明をお願いいたします。

○ 指導課長

この学習賞は市内国公立・私立の小・中・特別支援学校に在籍している児童・生徒が表彰対象となっており、学習及び文化・スポーツ活動を称揚する機会となっております。学習賞として表彰をすることで、受賞者等の意識の高揚が図られております。今年度の表彰件数は57件を予定しております。表彰式は、3月24日(木)メディアパーク市川2階グリーンスタジオにおきまして、15時より開催の予定でございます。なお、日程等の変更につきまして、ご説明をさせていただきます。例年2月議会初日に議場におきまして、表彰式を行っておりましたが、表彰に参加する小・中学生が授業を欠席しなければならず、さらに、この時期は受験時期とも重なっており児童生徒の負担が大変大きいこと、また2月以降に表彰対象が発生した場合には、追加表彰や次年度送りの措置をとらなければならなかつことなどへの課題を解決するために日程を3月下旬へと変更したものでございます。なお、昨年度まで、学習賞の表彰につきましては市長表彰としておりましたが、本年度より新教育委員会制度への移行にともないまして、教育長表彰といたしました。以上でございます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。何かありますか。よろしいでしょうか。次に、(2) 平成27年度 教育実践記録論文表彰について(報告)をお願いいたします。

○ 教育センター所長

議事日程14ページのその他(2)教育センターをご覧ください。平成27年度も「教育実践記録論文募集事業」を実施いたしましたところ、一般部門に6編、経験5年以下のフレッシュ部門に8編、合計14編の応募がございま

した。東京学芸大学名誉教授 大熊 徹様、教育委員の五十嵐 芙美子様を始めとする審査委員の方々に厳正にご審議いただいた結果、一覧のとおりの審査結果となりました。また、2月2日にはメディアパーク市川2階グリーンスタジオにおいて、表彰式及び優秀な論文の発表会を実施いたしましたことから、報告するものです。昨年度同様、各論文を教職員向けデータベースに掲載し、活用を推進していきます。以上でございます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問はございますか。よろしいですか。

次に、(3)運動会・体育祭における組体操についてをお願いいたします。

○ 保健体育課長

追加資料(3)その他をご覧ください。現在、組体操につきましては、全国的にも多くの学校で取り組まれておりますが、近年特に一部の学校で見られるようになりました大型化、高層化されたピラミッドやタワーを組む際に、児童生徒が怪我をする事例が相次ぎ、その取扱いが大きな課題となっております。市川市におきましても、現在すべての小学校及び特別支援学校の高等部で組体操が行われており、いずれもピラミッドやタワーが実施されていることから、事故を未然に防止していくことは喫緊の課題となっております。今年度、市内の公立小学校で行われました組体操では、練習中及び運動会当日に20人が怪我をし、そのうち3人が骨折をする事故が報告をされております。怪我が発生した状況を確認しましたところ、2人組、3人組、5人組といった比較的少ない人数で行うもので怪我をしたケースが多く発生しておりますが、先ほども述べましたとおり、大型化や高層化したものに取り組んでいた際に転落等があれば、怪我が重度化することも想定されますことから、一定の制限を設け、怪我を未然に防止していく必要がございます。教育委員会といたしましては、市川市の方針を定めるために、検討を重ね、校長会代表の先生方と協議を行った結果、「組体操そのものを中止することが妥当である。」とか、「適切な指導がされれば規制は必要最低限にとどめるべきである。」また、「高さは制限するにせよ、中止という判断は避けたい。」といった考えも頂戴いたしました。全体として先生方の共通した考えは『子どもたちの安全を第一に考える』ということであったと思います。以上のことから、教育委員会といたしましては、平成28年度より各学校の運動会等で組体操を行い、ピラミッドやタワーを実施する際は、ここに示しております2番の基準に沿って実施することといたしました。いずれの演技におきましても、最上段の子どもの高さが、2mを超えないよう想定をしております。また、怪我はピラミッドやタワーだけでなく、2人組、3人組をはじめ様々な場面で発生していることから、「練習の初期段階は、補助の仕方を指導したうえで、お互いに補助し合いながら十分な時間をかけて安全に行う」ことや、「確実に安全な状態で実施できるかどうかを確認し、練習時点でできな

かった技は運動会当日に実施せず、別な技に取り組むことにする」など、組体操を実施する際の安全指針を設けました。この通知文につきましては、後日正式に文書で通知したいと考えております。なお、今後、国や県で組体操の取り扱いについて、方針が示された場合は、その方針に順じて対応することといたします。以上でございます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。何かございますか。先ほど、これに伴い、また次のステップとして、先生方に講習などをお考えですか。

○ 保健体育課長

組体操を実施する際に、危険がつきものでございますので、小学校の先生方を対象にした実技研修会を年度当初に開催したいというふうに考えております。以上でございます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございます。そのほかにございますか。それでは、教育長お願ひいたします。

○ 教育長

本日の議事は以上でございます。これをもちまして、平成28年3月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時30分閉会)